

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

商品選び

「お金の科学」ジェームス・スキナー著（サンマーク文庫）から。百発百中の営業手法「売ることを止めて、買う手伝いをせよ」という項の、掃除機の販売で成功した女性の例。掃除機は種類が多く迷います。彼女は買う手伝いをします。お客様が来店するや否や、接近し、「いらっしゃいませ。お家の面積は？」「100㎡くらいかな」「お子様は？」「男女一人ずつ」「ペットは？」「犬が一匹いますが」。そこで、展示場から掃除機の一つを選び、「これがあなたの掃除機です。ほかのはお売りしません。あなた様のニーズをぴったり満たすのはこれ以外にはありませんから」。彼女の毅然とした態度、商品選びに対する自信を見て、皆購入をする。

ヒント

税務 ミニガイド

平成28年度税制改正によって、平成29年1月4日から国税のインターネットを利用したクレジットカードによる納付（電子情報処理組織を使用して行う納付受託者に対する納付の委託）が可能となります。

なお、都税などでは既にクレジットカードによる納付が可能です。



お花畑と十勝連峰(北海道)

鎌形 久ノオアシス

空き家に係る 譲渡所得の特例

□制度の概要

平成28年度税制改正によって、空き家に係る譲渡所得の特例として、相続開始直前に被相続人の居住の用に供されていた家屋及び敷地を相続により取得した個人が、一定期間内に譲渡した場合に、居住用財産の譲渡所得3,000万円特別控除の適用を受けることができることとされました。

□特別控除

相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、特例の対象となる譲渡をした場合には、居住用財産の譲渡所得の3,000万円の特別控除の適用を受けることができます。

ただし、当該相続の開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡したものに限られます。

また、その譲渡の対価の額が1億円を超えるものは除かれます。

□対象となる譲渡

相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡が対象となります。

また、当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却をした後又はその全部が滅失した後における当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡も対象となります。

□被相続人居住用家屋

被相続人居住用家屋とは、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていた家屋をいい、被相続人居住用家屋の敷地等とは、当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の存する権



○台所をお勝手と呼ぶのには弓道が関係しているという。弓道では弓を支える左手を「押し手」と呼び、自由に動かせる右手のことを「勝手」と呼ぶ。この呼び名に因んで、女性が自由に使える台所のことを「お勝手」と呼ぶようになった。酒屋や洗濯屋などが通る裏の出入口を「勝手口」という。勝手は気ままな意味に。勝手にしやがれという言葉も生まれる。



利をいいます。

そして、次の要件をいずれも満たしていることが必要です。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること
- ② 区分所有建物でないこと
- ③ 当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと

□相続開始後の用途

相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋、敷地について、相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供していたことがないことが要件となります。

また、被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却をした後又はその全部が滅失をした後における当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷金等の譲渡については、その敷地について、当該家屋の取壊し、除却又は滅失の時から当該譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供していたことがないことが要件となります。

国税の納付に係わる 2つの改正点

平成29年（2017年）1月以降から適用される予定の国税の納付に係わる2つの改正点についてまとめてみます。1点目は国の経費節減の観点からの「振替納税の領収証書送付の取りやめ」であり、2点目はマイナンバー制度の活用等による利便性向上の観点からの「国税クレジットカード納付制度」の創設です。

(1)振替納税・領収証書送付の取りやめ

今現在、国税の振替納税利用者に対しては、口座振替の都度、国の負担により各金融機関から納税者に対して領収証書が送付されています。

今般、会計検査院の指摘により12月までは従前通り領収証書が送付されますが、平成29年1月以降は領収証書が送付されないことになる予定です。但し、来年1月以降の振替分については、希望者に対して、代替措置として振替納税

(2)国税クレジットカード納付の創設

平成29年1月4日施行予定で、国税の納付手段の多様化を図る観点から、クレジットカード納付を可能にする制度が創設される予定です。

主な概要は次のように予定されています。

- ①納付書で納付できる国税を対象とし、科目、納税額については基本的に制限はありません。
- ②クレジットカード利用手数料は、現行の地方税における取扱いと同様、利用者（納税者）が負担します。
- ③納税者がクレジットカード会社（納付受託者）に納付手続きを委託し、クレジットカード会社（納付受託者）がその納付手続きを受託（与信審査了）した日に国税の納付があったものとみなして、利子税、延滞税等を適用します。

この制度の創設は、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム（報告書）」において、その導入の方向性が示され、その実施が実現することとなっています。

ナマの税務相談室

Q このたびE県の母の土地が何とか売却できました。最近は景気が悪くて大変でした。買い手が結構曲者でして、最終代金

を中々支払ってくれず、弁護士に取り立て依頼をお願いいたしました。私も何度も足を運び費用もかかりました。

A それは大変ご苦勞様でした。延納手続きをされているお母様の相続税の支払の目途が立って良かったですね。

Q お陰様で一息つききましたが、譲渡費用が意外と多くかかりまして、今日は来年の確定申告のことを考えると早めにいろいろとご相談しておこうと思ひましてお伺ひいたしました。

譲渡価額の約10%の費用です。一応資料を纏めて、領収書も持参いたしました。

A それはそれは！
拝見いたします。これは見やすいですね。

意外と見極めが難しい

「譲渡費用」

Q 順に申し上げます。

- ①測量費65万円
- ②弁護士費用70万円
- ③仲介手数料110万円
- ④謝礼20万円
- ⑤契約書印紙、旅費等30万円 合計295万円。

A 譲渡費用として引けるものと認められないものがあります。譲渡収入から控除できる費用は、基本通達でも書かれていますが基本的に譲渡のために直接要した費用です。この費用の中で弁護士費用が譲渡費用としては認められないですね。譲渡代金の取り立てに要した費用であり譲渡に直接要した費用ではありません。謝礼は現地でお住まいの叔父様に支払ったお金ですが、仲介業者の費用も払っていますし貴殿も相当足を運んでおられるので、譲渡の費用としてはやや厳しいと思います。その他の費用は大丈夫です。

Q 有難うございます。なかなか税法は厳しいところがありますね。

ナマの税務相談室

源泉徴収制度の歴史 から知る徴収代行制度

源 泉徴収制度の起源をひもとくとイギリスが1799年にナポレオン戦争の戦費調達のために貴族階級を課税対象に創設した所得税の徴収に始まります。ただ、広く国民大衆を相手にする源泉徴収制度を制度として機能させたのはナチスドイツで、ナチスドイツは税制に対してはかなり先進的で、扶養控除や住宅促進税制など、第二次世界大戦後多くの先進諸国に影響を与えた制度を考案していました。

日 本では、昭和15年、勤労所得の基礎控除を1,000円から720円に引き下げ、これにより課税対象者を飛躍的に増やし、同時に国の徴税事務の効率化を目的として勤労所得に対する源泉徴収制度を導

入しました。

な お、源泉徴収義務者は国から徴税事務を委託された代行人と位置付けられ、納税者一人当たり当初10銭の徴収代行手数料の交付を受けることができました。その後20銭になり、最終的には50銭になっています。交付金を得るには、翌年の1月末日までに所轄税務署長に対し請求書を提出するという手続きを経る必要がありました。現在の基礎控除に換算すると、毎年一人当たり263円の徴収代行手数料となり、従業員100人の場合、年間合計交付金は26,300円になります。

こ の交付金制度は昭和22年(1947年)に、申告納税制度と年末調整制度の導入に

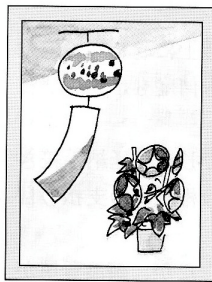
際して廃止されました。

消 費税の納税義務者は消費者ではなく事業者ではあるのですが、負担者が消費者で、納税は事業者が行なうという点では源泉徴収制度に似ています。それに、事業者に国の徴税実務と徴税計算を押し付けて、税務署の下請け機関となることを、罰則をもって強制している点も同じです。

本 来は、消費税の導入に際し、源泉徴収制度導入時のように、押し付けた国の徴税実務と徴税計算に要する費用を補填すべきだったのではないかと思うところです。今からでも、税額控除という形で導入するのが、道理です。

む しろ免税制度など廃止して、すべての事業者に申告義務を負わせても、徴収代行税額控除(月5万円、年60万円位)があれば、1,000万円以下の売上なら納税額は、多くの場合ゼロになります。

朝顔の季語は秋ですが、七夕の頃、東京入谷の鬼子母神では朝顔市が開かれます。朝顔は最初桔梗に付けられていた名でしたが、それよりも美しい木槿が輸入され、その名を奪った。その後更に美しい薬用植物牽牛子が輸入され、その名を奪い、今の朝顔となった。観賞花の世界も大変です。「朝顔の小鉢を置いて路地暮らし 冬二」
7日小暑、22日大暑。



もう一步。
いかなる時も自分は思う。
もう一步。
今が一番大事なときだ。
もう一步。

(武者小路実篤)

7月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)	11日	○6月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税の予定納税額の減額申請	15日	○5月決算法人の確定申告
○所得税の予定納税額第1期分納付	8月1日	○11月決算法人の中間(予定)申告
○5月決算法人の確定申告	〃	
○11月決算法人の中間(予定)申告	〃	○固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。